

I 事業の概要

1 事業の目的

第3次男女共同参画基本計画においては、性犯罪への対策の推進に関し、施策の基本的方向として、性犯罪被害者が被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備することを掲げている。

一方、地方公共団体における性犯罪・性暴力被害者の支援に関する取組は、必ずしも進んでいるとは言えない状況にある。その理由としては、性犯罪被害に対応できる相談員がいない、関係機関との連携体制がない、相談員等を養成するためのノウハウがないことなどが挙げられる。また、ワンストップ支援センターの数も限られており、平成25年度に実施した「性犯罪被害者支援に関する調査研究」報告書によると、ワンストップ支援センターを設置している地方公共団体はわずか4か所（平成25年12月現在）であった。

このような状況を踏まえ、本事業は、地方公共団体による性犯罪・性暴力被害者支援に関する様々な取組を実証的に調査研究することにより、地方公共団体における被害者支援のノウハウや課題等の情報を他の地方公共団体における検討に資するよう提供し、地方公共団体における性犯罪・性暴力被害者に対する総合的な支援に関する取組を促進するものである。

2 対象事業

(1) 事業類型

本調査研究の対象事業は、次の①から⑤である。なお、④については該当する事業実施計画案の提出がなかった。

- ① 被害者支援体制の構築・強化
- ② 被害者相談機能強化
- ③ 急性期における被害者支援の機能強化
- ④ 被害者自立支援強化
- ⑤ 広報啓発活性化

(2) 選定基準等

本調査研究事業の募集には、15の地方公共団体から事業実施計画案（以下「事業計画」という。）が提出された。各事業計画については、企画審査委員会（外部有識者及び内閣府職員により構成）において、有効性、具体性、独自性、波及性及び継続性等の観点から、客観的な評価指標（項目ごとに点数化）を用いて審査し、高評価を得た地方公共団体を本調査研究の対象とすることとした。

なお、事業計画を提出した地方公共団体を次のA～Dに区分し、各区分につき1団体以上を選定することとした。

- A ワンストップ支援センターを運営（又は存在）している地方公共団体であって、その機能強化等を図る取組を行っている団体

- B ワンストップ支援センターの設置が決定している地方公共団体であって、その準備に必要な取組を行っている団体
- C ABのどちらにも該当しない地方公共団体であって、ワンストップ支援センター設置の基礎となる取組を行っている団体
- D A～Cのいずれにも該当しない地方公共団体であって、性犯罪被害者等の支援に資すると考えられる独自性の高い取組を行っている団体

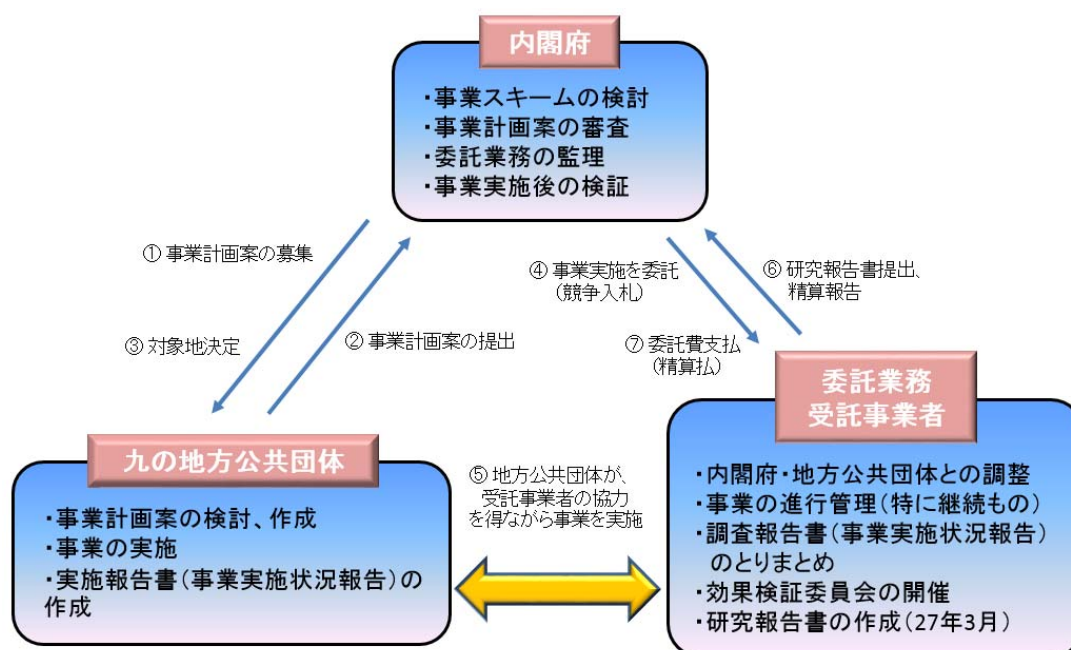
以上を基準として、最終的に選定された地方公共団体は9団体であった。

なお、9地方公共団体から提出された事業計画の中で、既に実施されている取組を継続して行う事業は、本実証的調査研究の目的になじまないことから、調査研究対象事業の対象外とした。

3 調査研究対象事業の実施期間

各地方公共団体における事業実施期間については、委託業務受託事業者の決定時期を踏まえ、平成26年8月26日から平成27年3月6日とした。

4 事業の実施体制と手続の流れ



5 効果検証委員会

本調査研究の対象となった事業については、本事業に取り組んだ地方公共団体が提出した実施結果（Ⅲのとおり）に基づき、有識者で構成された効果検証委員会において、その内容等に係る検証を行った。

検証結果については、Ⅱに委員会の所見として示すこととする。

検証委員（五十音順、敬称略）

戒能 民江 お茶の水女子大学 名誉教授

原 健一 佐賀県 DV 総合対策センター 所長

福井 裕輝 特定非営利活動法人性犯罪被害者の処遇制度を考える会 代表理事

